

令和2年
第2回定例会

市政報告

(附提案説明)

尾鷲市

(登壇)

(はじめに)

令和2年第2回定例会の開会にあたりまして、村田 幸隆議長をはじめ、新しい議会体制も整い、新たなスタートをされるわけですが、議員の皆さまとともに、市政発展のため、全力で取り組んでまいりますので、今後とも、市政運営に格別のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、今回任期を終えられました前議長の濱中 佳芳子議員を始め、前副議長の奥田 尚佳議員、そして前監査委員の内山 將文議員には、格別のご厚情を賜りましたことを厚く御礼申し上げますとともに、引き続き市政運営にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、私にとりましては、早いもので市長就任から2年と10か月半が経過したところであります。

昨年度から、職員の働き方のキーワードに、「SAT（サット）」を掲げ、本市の様々な課題に対し、全庁一丸となって取り組んでいるところでありますが、本年度は、特に様々な難問や課題に対し、風穴を開け、解決に向けた見通しをつける、大変重要な年であると考えております。

そのため、執行部におきましても、積極果敢に事を進めるために、適材適所の人事配置を行い、加えて、空席の副市長職に、行政経験が豊富で、職員からの信頼も厚く、議会との調整能力のある、下村新吾氏を迎えたところであります。

同氏には 職員の統括、全庁的な取り組みを進めるにあたってのリーダー役として、大いに期待しているところであります。

本市の様々な課題の解決を図る、あるいは解決への見通しをつけるためには、議員の皆さまの協力なくしては成し得ないと考えており、議会の新体制のもと、密なコミュニケーションを図りながら、二人三脚で課題解決に取り組んでまいりたいと思いますので、是非ともご協力を賜りますよう謹んでお願い申し上げます。

それでは、議案についての説明に先立ちまして、当面する諸課題の現況説明及び市政の要点を申し述べ、議員各位並びに市民の皆さまの深いご理解とご協力をお願い申し上げます。

(新型コロナウイルス感染症対策)

はじめに、新型コロナウイルス感染症対策についてであります。

現在、世界の感染者数は既に700万人、死亡者数も40万人をそれぞれ超え、我国においても、感染者数が17,000人、死亡者数も900人を超え、世界を震撼させ、社会経済に未曾有の大打撃を与えております。

このような中、政府は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づき、本年4月7日に東京都など7都府県に、そして、4月16日には、全国に緊急事態宣言を発出し、全国的な「感染拡大防止対策」と「迅速な情報提供」を行ってまいりました。

この間、本市におきましては、小・中学校、幼稚園の臨時休校・休園や、保育園、放課後児童クラブへの通所自粛要請をはじめ、市有施設等の利用休止や休館等の利用制限措置を行うとともに、避難所開設を想定した感染症対策や、「密集・密接」を防止することにより不足する避難施設を補うための取り組みを進めてまいりました。

また、市民の皆さまには、感染防止の観点から、県外への移動についてお控えいただくようお願いし、釣りやレジャーなどで、外から訪れる方々に対し、本市への来訪を自粛していただくようお願いするとともに、看板等での自粛要請や土曜日、日曜日の休日には、市の広報車を巡回させ、自粛の呼びかけを行ってきたところでございます。

その後、5月14日には、感染者数及び重症者数の減少、さらに医療提供体制のひっ迫状況が改善されたこと等を踏まえ、三重県を含む39県が、21日には、大阪府など3府県が、さらに25日には、東京都など5都道県の緊急事態措置の区域指定がそれぞれ解除されたことにより、ようやく全面解除となりました。

本市の市有施設につきましては、5月19日から一部施設を除き、中央公民館、福祉保健センター、コミュニティーセンター等におきまして、感染予防対策を講じた上で利用休止や休館等の解除を段階的に行っております。

しかしながら、政府基本方針で示されたとおり、未だ不明な点が多い新型コロナウイルス感染症に対する取り組みは、今後、再度、感染拡大の恐れがあり、それを防止するために、以前の生活に戻るのではなく、「新たな生活様式」の実践が重要となります。

そのため、「三つの密を避ける」、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」などの基本的な感染症予防を、日常生活に取り入れて頂くための実践方法について、エリアワンセグや市ホームページ及び市広報等により市民の皆さまへ周知させていただくとともに、公共施設や小中学校、幼稚園、保育園、福祉施設等への手指消毒液やマスクの配置等、感染予防対策を継続して参ります。

現在、市内におきましては、4月17日に一例目の陽性患者が発生して以降昨日まで、新たな陽性患者は発生しておりません。

これも、市民の皆さま、お一人おひとりの忍耐とご努力のおかげであると心から感謝を申し上げます。

今後も引き続き、感染予防策と、社会経済活動の維持を両立させた生活を送っていただくよう、ご理解、ご協力を、お願い申し上げます。

次に、新型コロナウイルス感染症の影響が拡大・長期化する状況下における分野別の主な支援策等についてであります。

まず、市民サービス関連では、特別定額給付金事業について、オンライン申請の受付を5月12日から、また、郵送による申請の受付を5月25日から開始しました。

給付金の支給につきましては、オンライン申請受付分は5月18日から、郵送による申請受付分は5月28日から受給対象者の皆さまが指定する銀行口座へ振込みさせていただいており、6月9日本日現在、8,445世帯16,075人の方へ、金額にして16億750万円のお振り込みを行っております。なお、世帯数全体の90.8%、人数全体の92.3%に達しております。

今後も、速やかに給付決定を行い迅速かつ的確な支給に努めてまいります。

また、労働者が感染した場合などにおいて休みやすい環境を整備するために、本市の国民健康保険に加入している被用者で、新型コロナウイルス感染症に感染、又は発熱等の症状があり感染が疑われた場合に、療養のために労務に服することができなかつた方を対象に傷病手当金を支給してまいります。

なお、三重県後期高齢者医療広域連合においても同様に傷病手当金を支給してまいります。

これらの事業につきましては、速やかに事業が実施できるよう、本定例会に条例の改正及び事業費の補正予算を議案として上程させていただいております。

次に、福祉保健関連であります。

学校等の臨時休校や事業所の休業等に伴う、子育て世帯の生活支援策として、国の「子育て世帯への臨時特別給付金」に加えて、6月30日時点で尾鷲市に住所を有する令和2年7月分児童手当受給対象者に、市独自の支援策として対象児童一人当たり1万円を追加支給いたします。

また、一人親家庭等に対する生活支援策として、児童扶養手当受給対象者に、市独自の支援策として対象児童一人当たり1万円を支給いたします。

次に、商工観光関連であります。

まず、国の緊急事態宣言を受けて休業要請に応じていただいた、飲食・遊興業などの事業者の皆さま、そして、自主的に休業にご協力いただきました渡船業、理美容業りびようなどの事業者の皆さまには、改めまして感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の拡大による地域経済への影響は非常に大きく、本市でも様々な事業者に緊急事態宣言前から影響を与えております。

そのような中、国の「持続化給付金」や既に申請受付が終わりましたが、本市としても市町協しまち調事業として2分の1の支援を行いました県の休業要請に対する「三重県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」、また、本市が窓口となっております事業者の皆さまの資金繰りを支援するセイフティーネットの認証申請など、本市へのお問い合わせが急増しております。

これらに対応するために、担当課においては、申請や認証が事業者の皆さまの経営に影響が及ばないように、遅滞なく速やかに手続きができる体制を整えております。

今後も経済の低迷は続くことが予想され、それに応じた制度や施策が創設されますので、国・県の動向を注視し、いち早く対応してまいります。

次に、農林水産関連であります。

農林水産業におきましては、特に4月に入ってからの出荷先、販路の縮小は一層著しくなり、市場価格の下落が進むなど、事業者ごとの販路や経営戦略によって差異はみられるものの、全般的に大変厳しい状態となってきました。

こうしたなか、私自身、魚市場や製材などの現場に出向き、事業者の皆さまと意見交換するなかで、直接、市場の状況等を確認してまいりました。

なかでも、魚類養殖業者においては、需要の落ち込みにより、収入が減る一方で、エサ代などの経費だけが增大していることで、いち早い支援が必要となっております。

こうしたことから、まず国、県と連携した借り入れに対する実質無利子、無担保化への補助を早急に行なってまいります。

そして、市内外のスーパーマーケットで養殖マダイの販売コーナーを特別に設置していただくなどのご協力を得て、PR動画の放映を行うなど売上拡大に向け販売促進活動の取り組みを行っております。

さらに、事業者支援のための要望書を三重県知事宛てに提出し、このたび、公立小中学校の給食メニューに取り上げていただきました。

また、農林漁業者それぞれに、随時、状況の聞き取りなどを行いながら、関係機関と連携して、国や県の貸付融資制度の紹介、斡旋、申請手続きの相談など、サポート体制を整えております。

次に、学校教育関連であります。

本市におきましては、3月2日から、全小中学校及び幼稚園の臨時休校・休園を断続的に行ってまいりました。

県の緊急事態措置が解除されたことに伴い、先月18日から全小中学校及び幼稚園を再開いたしました。

本来であれば、新学期が始まり、学習面、生活面で各小中学校及び幼稚園の取り組みが軌道に乗る時期であることから、一日も早く子どもたちが学校生活に慣れ、日常を取り戻すことが重要であります。

このような状況において、子どもたちの確かな学びを保障するためには、授業時数の確保が必要なことから、本年度は夏休みを短縮し、授業に充てることにしております。

今後しばらくは、授業の形態や内容に制限が必要な状況ではありますが、教育の充実に努めてまいります。

小中学校及び幼稚園におきましても、徹底した感染症対策を講じた上で、安全・安心な教育活動を進めてまいります。

次に、尾鷲総合病院関連であります。

尾鷲総合病院におきましては、病院長を長とした感染対策委員会を設置し、十分な感染対策を講じております。

全国において緊急事態宣言が解除されましたが、市民の皆さまにおかれましては、今後も感染対策には十分に気を付けていただき、新型コロナウイルス感染症を疑う症状が現れた場合は、直接医療機関を受診せずに、まず、尾鷲保健所内の帰国者・接触者相談センターに電話で相談していただきますよう、引き続きお願い申し上げます。

医療物資につきましては、長期的に不安要素はあるものの、国・県等からの提供により、現状はひっ迫している状況ではありません。

また、市民の皆さまには、現金のご寄附やマスク・フェイスシールド・雨合羽などの温かいご支援をいただきましたことにつきまして、改めてお礼を申し上げます。

次に、イベント、行事などの中止についてであります。

全国各地で中止又は延期が決定されるなか、本市におきましても、東紀州最大の踊りの祭典である「熊野古道まつり」が開催中止となったほか、「浄じょうの城しろつつじ祭り」、「尾鷲旬のコツまみバル」やオープンウォータースイミングの「三重オープン2020尾鷲」など多くのイベント、行事などが関係者の皆さまの苦渋の決断の末、中止となっております。

また、市主催イベントにおきましても、「おわせ港まつり」や「全国尾鷲節コンクール」は、それぞれの実行委員会などと協議した結果、中止することを決定いたしました。

これまで各イベントの運営にご協力いただきました皆さま、出場を心待ちにしておられた皆さまには、大変残念な結果ではありますが、今回の決定に対し、ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

(広域ごみ処理の推進)

次に、広域ごみ処理の推進についてであります。

先般の行政常任委員会で報告させていただきましたとおり、本市として市営野球場が広域ごみ処理施設の建設予定地として提示できるかどうかの課題の洗出しについては、全庁的に検討すべき案件であるところから、副市長を中心に、関係課での協議を開始させたところであります。

市営野球場につきましては、広域ごみ処理施設の必要面積は確保できる見込みであり、その他建設にあたっての法的な規制につきましては、「尾鷲市水道水源保護条例」の対象となることにともない、環境面などに十分配慮する必要はありますが、特段の法的規制がないことを確認いたしております。

また、アクセス等の問題、市営野球場の撤去費用や用地造成費用など付帯工事費の概算を行っているところであります。

なお、野球場の代替施設につきましては、中部電力尾鷲三田火力発電所跡地を第一候補として、建設用地の選定や概算事業費、負担方法等の諸条件を整理し、他の4市町との協議を早急に行ってまいります。

今後も、議員の皆さまや関係者の皆さまへのご報告を密に行い、事業を円滑に推進してまいります。

(商工観光業の振興)

次に、商工観光業の振興についてであります。

毎年、皆さまにご好評をいただいております、「尾鷲まるごとヤーヤ便」は、本年度も商品ラインナップなどを更新し、4月27日にプレス発表を行い、現在受付を実施しております。

本年度の新たな取り組みといたしまして、女性目線で商品案内やカタログの作成を行うとともに、オンラインショップでの注文システムを構築し、更にはコンビニ決済を導入するなど、より利用しやすい仕組みづくりを実施しております。

今後も、多くの皆さまにご購入いただけるよう、PR活動を進めていくとともに、ふるさと納税の返礼品としても、ご用意しておりますので、市民の皆さまには、本市に縁ゆかりのある市外の方々へ、ぜひご紹介していただきますよう、切にお願い申し上げます。

(提案説明)

それでは、今回提案しております議案第42号「尾鷲市市税条例の一部改正について」から、議案第48号「令和2年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の議決について」までの7議案について説明いたします。

議案書の1ページをご覧ください。

議案第42号「尾鷲市市税条例の一部改正について」につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい経営環境にある中小事業者等において、令和2年2月から10月までの任意の3カ月間の売上高が、前年の同期間に比べて30%以上減少している事業者に対し、令和3年度分に限り償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税の軽減及び軽自動車税環境性能割の税率を1%軽減する特例措置の適用期限の延長が主な改正内容であります。

次に、3ページの議案第43号「尾鷲市都市計画税条例の一部改正について」につきましては、固定資産税の軽減措置と同様に、事業用家屋に係る都市計画税を令和3年度分に限り軽減措置するものであります。

次に、5ページの議案第44号「尾鷲市手数料徴収条例の一部改正について」につきましては、除票等の記載事項、交付制度等を明確化する法改正が施行されたことに伴い、住民基本台帳法関係の整理を行い、また、社会保障・税番号制度における通知カードが廃止されたことから、通知カードの再交付の事項を削除するものであります。

次に、7ページの議案第45号「尾鷲市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」につきましては、労働者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合及び感染の疑いのある場合において休みやすい環境を整備するために、労務に服することができなかった被用者を対象に、後期高齢者医療に係る傷病手当金の受付事務を行うため必要な事項を定めるものであります。

次に、9ページの議案第46号「尾鷲市国民健康保険条例の一部改正について」につきましては、後期高齢者医療と同様に労働者が感染した場合及び感染の疑いのある場合において、労務に服することができなかった被用者を対象に、国民健康保険に係る傷病手当金を支給するため必要な事項を定めるものであります。

次に、12ページの議案第47号「令和2年度尾鷲市一般会計補正予算（第3号）の議決について」及び13ページの議案第48号「令和2年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の議決について」の2議案について、一括して説明いたします。

それでは、お手元に配付の尾鷲市一般会計補正予算（第3号）主要事項説明の1ページをご覧ください。

今回の補正予算計上額は、予算集計表に記載のとおり、一般会計で5,271万4千円、国民健康保険事業会計で211万8千円をそれぞれ追加し、これにより各会計を含めた予算総額を202億9,052万3千円とするものであります。

歳入についてご説明いたします。

2ページをご覧ください。

2款、地方譲与税1,505万3千円の増額は、令和元年度に創設された森林環境譲与税が、当初の計画より前倒しで増額交付されることに決定したことによるものであります。

14款、国庫支出金359万4千円の増額は、新型コロナウイルス感染症の影響による事業量の増加に対する、生活困窮者自立支援事業等国庫負担金178万3千円の増額、事業の一部不採択による、地方創生推進交付金346万9千円の減額、保育園の自粛要請等に対する支援として、地域子ども・子育て支援事業費補助金154万9千円の増額、保育対策総合支援事業費補助金316万2千円の追加が主なものであります。

15款、県支出金40万6千円の増額は、県において、豚コレラ対策費用として新設された、イノシシ捕獲強化事業費補助金40万6千円の追加であります。

18款、繰入金3,136万1千円の増額は、今回の補正財源として財政調整基金から繰り入れるものであります。

20款、諸収入230万円の増額は、一般コミュニティ助成事業が早田地区の団体において認められたことによる、一般コミュニティ助成事業助成金の追加であります。

次に、歳出であります。

3ページをご覧ください。

各款別の補正額は、一覧表に記載のとおりであります。このうち主なものについて、次のページで説明いたします。

4 ページをご覧ください。

まず、議会費では、任期満了となる令和3年6月10日までの、議員報酬の一部を減額していただくことから、令和2年度分の議員報酬210万4千円を減額するものであります。

総務費の財産管理費では、基金積立金として、森林環境譲与税基金積立金1,267万8千円を追加し、積み立てるものであります。

コミュニティセンター費では、早田浦共同組合に対する、一般コミュニティ助成事業補助金として230万円を追加するものであります。

民生費の社会福祉総務費では、昨年10月からの消費税増税に伴う、低所得者に対する軽減措置の拡充に要する費用として、紀北広域連合負担金775万5千円の増額、生活困窮者自立支援事業費では、生活困窮者相談窓口の相談件数等増加による、生活困窮者自立支援事業委託料122万8千円、対象件数増加による住居確保給付金115万2千円の増額、児童福祉総務費で、小学校の臨時休業による事業量の増加に伴う、放課後児童クラブ運営委託料225万8千円の増額、放課後児童クラブ通所自粛にかかる利用料補助金102万5千円の追加、児童措置費で、保育所への感染拡大防止対策事業補助金316万3千円、子育て世帯への臨時特別給付金追加支給分1,600万円の追加、母子福祉費で一人親家庭等への臨時特別給付金245万円を追加するものであります。

農林水産業費では、事業量の増加による森林経営管理事業業務委託料237万5千円の増額が主なものであります。

商工費では、商工振興費で、地方創生推進交付金が不採択になったことに伴う事業の精査による、食の産業開発促進事業補助金100万円の減額、観光費で、中止決定を行った尾鷲港まつり補助金200万円の皆減が主なものであります。

5 ページをご覧ください。

土木費の河川総務費では、昨年10月の豪雨災害による復旧工事に伴う、近隣家屋への影響調査に要する費用として、建物等調査業務委託料167万円を追加するものであります。

教育費の事務局費では、小中学校の臨時休業に伴う学校給食費等補償金29万3千円の追加であります。

続きまして、債務負担行為補正について説明いたします。

6 ページをご覧ください。

漁業経営維持安定資金利子補給金及び漁業経営維持安定資金保証料補助金の2件の追加で、新型コロナウイルスに関する緊急資金として設立された漁業経営維持安定資金を利用した、漁業者の借入れに対して、利子補給及び保証料補助を行う為、債務負担行為を設定するものであり、事項、期間及び限度額につきましては、表のとおりであります。

7 ページをご覧ください。

国民健康保険事業特別会計は、211万8千円を追加し、歳入歳出総額を23億2,648万6千円とするものであります。

歳入は、県支出金で特別交付金211万8千円の増額であります。

歳出は、保険給付費で、新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金211万8千円の追加であります。

以上をもちまして、議案第42号「尾鷲市市税条例の一部改正について」から、議案第48号「令和2年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の議決について」までの7議案についての説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご承認賜りますよう、お願い申し上げます。

(降壇)

(登壇)

それでは、報告案件について説明いたします。

議案書の14ページをご覧ください。

報告第2号「令和元年度尾鷲市一般会計繰越明許費繰越計算書について」につきましては、梶賀第一トンネル長寿命化修繕事業をはじめとする、令和元年度尾鷲市一般会計予算の繰越明許費について、翌年度への繰越額及び財源内訳を地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、ご報告するものであります。

次に、16ページの報告第3号「公益財団法人 尾鷲文化振興会の令和2年度事業計画及び予算について」につきましては、生涯学習課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

(降壇)

(登壇)

(生涯学習課長)

それでは、報告第3号「公益財団法人尾鷲文化振興会の令和2年度事業計画及び予算について」につきましてご説明いたします。

令和2年度事業計画及び予算の1ページをご覧ください。

公益財団法人尾鷲文化振興会の概要であります。

ここには設立目的や基本財産、事業内容、役員構成等が記載されており、これに基づき運営されております。

次に、2ページをご覧ください。

尾鷲文化振興会の基本方針を記載させていただいております。

次に、3ページ、4ページをご覧ください。

令和2年度事業計画として、理事会の開催予定及び評議員会の開催予定をそれぞれ記載しております。

次に、5ページ、6ページをご覧ください。

本年度の自主事業計画ですが、音楽コンサートや「せぎやま倶楽部」の発表会、文化芸術展、共催事業として「教育文化事業」、その他発表会並びに映画会などを中心とした計画となっております。

なお、3月の理事会、評議員会におきまして、このような年間計画を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止する観点から、5月20日までに延期や中止が決定された事業を備考欄に記載させていただいております。

次に、7ページをご覧ください。

収支予算書であります。

まず、「収入の部」では、主なものといたしましては「基本財産運用益」1万円で、これは定期預貯金利息収入であります。

「事業収益」868万2千円は、入場料等収益293万2千円、貸館利用料収益550万円が主なものであります。

次に、「管理受託収益」が4,702万円、これは尾鷲市との指定管理に基づく会館の管理受託収入であります。

収入の部、合計は5,571万9千円であります。

次に、8ページをご覧ください。

「支出の部」事業費であります。

このうち主なものは、「給料手当」495万8千円は館長職職員1名分の給料、「臨時雇用賃金」825万3千円は職員3名分、「福利厚生費」219万7千円は職員4名分の社会保険事業主負担分であります。

「光熱水費」901万8千円、「賃借料」104万3千円につきましては、それぞれ会館の電気代、水道代、映画フィルム賃借料等であります。

「委託費」1,827万円は自主事業公演委託料等であります。

「手数料」231万2千円は浄化槽保守点検等であります。

事業費予算合計は、4,915万4千円であります。

次に、9ページをご覧ください。

管理費ですが、これは、会館の維持管理に係る経費であります。

このうち主なもので、職員1名分の「臨時雇用賃金」290万円、「委託費」129万5千円は、会館保守管理業務委託費であります。

管理費予算合計は、656万5千円であります。

支出の合計は5,571万9千円となり、前年度と比較しますと564万3千円の減額となります。

減額の主な要因は、指定管理に基づく会館の管理受託収入などの減額に加え、前年度には著名タレントによる自主事業でのコンサートが計画されおり、入場料等収益において増額が見込まれる一方、支出の部において公演委託料等の事業費が大きくなっておりましたが、今年度は地域の文化振興に密着した事業を中心に実施予定であり、収入、支出において減額となったことが主な要因であります。

10ページから11ページは、「正味財産増減計算ベース」での収支予算書であります。

なお、今後の事業の見通しなどにつきましては、国や県の指針においては、屋内施設での参加人数や収容率等が段階的に緩和される見込みであるものの、7月末までは収容率等で50%以内という制限があり、加えて8月以降の取扱いが未定となっていることなどから、大ホールでの催物などにつきましては、いまだ計画策定が難しい状況であります。

尾鷲文化振興会では、今後の国や県の指針や出演者、スタッフなどの関係者の調整なども踏まえ、自主事業計画等について再検討する予定であるとの報告を受けております。

以上をもちまして、報告第3号「公益財団法人尾鷲文化振興会の令和2年度事業計画及び予算について」のご説明とさせていただきます。

(降壇)